

富山市拠点まちづくり支援制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、魅力ある市街地の形成、広場等のエリアマネジメントの推進のため、地域住民等が主体となって行う拠点まちづくりを支援するため、必要な事項を定めるものである。

2 この要綱による補助金の交付に関しては、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号）その他の法令及び関連規則等のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象地域 補助金交付の対象となる地域のことをいい、次のいずれかに該当する地域
 - ア 富山市中心市街地活性化基本計画で指定する中心市街地436ヘクタールの地域（都心地区）
 - イ 富山市都市マスタープランで設定されている地域生活拠点において、別表に示す施設の半径500メートル以内の地域
 - ウ 富山高岡広域都市計画区域及び富山南部都市計画区域において指定されている用途地域内の鉄道駅を中心とする半径500メートル以内の地域
- (2) 拠点まちづくり 地域住民等主体的に取り組む都市基盤整備、改善に向けた活動及び都市施設を活用したエリアマネジメント活動をいう。
- (3) 地域住民等 補助対象地域において、居住する者、事業を営む者、土地若しくは建物等を所有する者又は拠点まちづくりに関する活動を行う者をいう。
- (4) 拠点まちづくり推進団体 拠点まちづくりに取り組む組織をいい、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- ア 活動が拠点まちづくりを目的とするものであること。
 - イ 補助対象地域内に、活動区域を有していること。
 - ウ 地域住民等を含む5名以上で構成されていること。
 - エ 組織の代表者が定められていること。
 - オ 多数の地域住民等の支持を得ていること。
 - カ 富山市の都市基盤整備に係るアドバイザー制度を1回以上使用していること又はエリアマネジメントに関する十分な知識を収得していること。
 - キ 公益を害する又は害するおそれのある活動を行うものでないこと。
 - ク 政治的又は宗教的な活動を目的とする活動を行うものでないこと。
 - ケ 構成員に、富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）がないこと又は同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
 - コ その他まちづくりの推進において不適切と見られる活動を行うものでないこと。
- (5) 活動区域 拠点まちづくり推進団体が実際に活動を行う地域で、地域の資源及び特性を共有する一段のまとまりがある区域をいう。
- (6) 拠点まちづくりアドバイザー 拠点まちづくりに関して専門的な知識と経験を有する者で、拠点まちづくり活動に対する助言、情報提供及び指導等を行う者をいう。

（拠点まちづくり推進団体の認定）

第3条 第2条第1項第4号に規定する拠点まちづくり推進団体として活動しようとする団体は、拠点まちづくり推進団体認定申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の拠点まちづくり推進団体認定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 規約（会計に関する規定が定められているものに限る。）
- (2) 構成員名簿
- (3) 活動計画書
- (4) 活動区域を記した図
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、第2条第1項第4号のいずれにも該当すると認めるときは、団体認定を行い、拠点まちづくり推進団体認定通知書（様式第2-1号）により、同条同項同号のいずれかに該当しないと認めるときは、拠点まちづくり推進団体不認定通知書（様式第2-2号）により当該団体に通知するものとする。

4 団体認定は、一つの活動区域において、一団体限りとする。

5 団体認定の有効期間は、前項の規定による認定の日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（団体認定の変更）

第4条 拠点まちづくり推進団体は、前条第1項の申請書又は同条第2項の添付書類に記載した事項に変更（拠点まちづくり推進団体の名称の変更その他の市長が軽微な変更と認めるもの（第3項において「軽微な変更」という。）を除く。）を生じたときは、速やかに、拠点まちづくり推進団体認定変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項から第3項までの規定は、団体認定の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更を生じた事項を証するもの」と読み替えるものとする。

3 拠点まちづくり推進団体は、前条第1項の申請書又は同条第2項の添付書類に記載した事項に軽微な変更を生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の変更を認めるときは、拠点まちづくり推進団体認

定変更承認通知書（様式第4-1号）により、同項の変更を認めないときは、拠点まちづくり推進団体認定変更不承認通知書（様式第4-2号）により当該団体に通知するものとする。

（団体認定の有効期間の延長）

第5条 拠点まちづくり推進団体は、団体認定の有効期間を延長しようとする場合にあっては、当該有効期間の満了の日の2箇月前から1箇月前までの間において、拠点まちづくり推進団体認定延長申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項から第3項までの規定は、団体認定の有効期間の延長について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「第1号及び第2号に掲げる書類並びに第3号から第5号までに掲げる書類のうち市長が指定する書類」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、当該有効期間の満了する日の翌日の属する年度の翌々年度の末日まで、当該有効期間を延長することができる。

4 市長は、第1項の延長を認めるときは、拠点まちづくり推進団体認定延長承認通知書（様式第6-1号）により、同項の延長を認めないときは、拠点まちづくり推進団体認定延長不承認通知書（様式第6-2号）により当該団体に通知するものとする。

（活動報告等）

第6条 拠点まちづくり推進団体は、活動状況を報告するために、毎年度末までに拠点まちづくり推進団体活動報告書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は当該拠点まちづくり推進団体に、報告書の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第18条第1項の拠点まちづくり支援補助事業完了実績報告書を提出した拠点まちづくり推進団体は、前項の

拠点まちづくり推進団体活動報告書の提出を不要とする。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、当該団体に対し団体の状況及び活動内容について報告又は説明（以下、「報告等」という。）を求めることができる。

（認定の取消し）

第7条 市長は、拠点まちづくり推進団体が第2条に定める拠点まちづくり推進団体の要件のいずれかに該当しなくなった場合又は第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の申請書、第6条第1項の報告書もしくは第3条第2項から第3項（第4条第2項及び第5条第2項において準用する場合も含む。）に掲げる添付書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、当該団体の拠点まちづくり推進団体としての認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項に規定する取消しを行う場合、事前に当該団体から意見を聴取するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する取消しを行った場合、拠点まちづくり推進団体認定取消通知書（様式第8号）により当該団体に通知するものとする。

（アドバイザーの派遣）

第8条 市長は、まちづくり気運を醸成させ、拠点まちづくり活動を円滑に行うために、第2条第1項第6号に規定する拠点まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することができる。

- 2 前項のアドバイザーを派遣する対象は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 拠点まちづくり推進団体
 - (2) 自治会等の地域団体、まちづくりに関する活動を行う特定非営利活動法人（NPO法人）、自主的にまちづくりを行う目的で結成した団体（構成員の数が3以上）であって、次のいずれにも該当しているもの

- ア 主たる活動範囲が補助対象地域内であるもの
- イ 自主的かつ継続的にまちづくり活動を行うもの
- ウ 自らが行うまちづくり活動の内容等を当該活動に係る地域住民等に周知するもの
- エ 政治的又は宗教的な活動を目的としないもの

(アドバイザーの業務)

第9条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 拠点まちづくりに関する相談に対するアドバイスを行うこと。
- (2) 拠点まちづくりに関する資料及び情報の提供を行うこと。
- (3) 拠点まちづくりに関する制度及び手法の紹介を行うこと。
- (4) 拠点まちづくり活動の育成及び支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、拠点まちづくり活動を行うに当たり必要な指導又は助言を行うこと。

(派遣の申請)

第10条 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、拠点まちづくりアドバイザー派遣申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第11条 市長は、前条の申請がなされた場合は、これを審査し、派遣が必要であると認めるときは、拠点まちづくりアドバイザー派遣承認通知書(様式第10-1号)により、派遣が必要であると認めないときは、拠点まちづくりアドバイザー派遣不承認通知書(様式第10-2号)により通知するものとする。

(派遣結果等の報告)

第12条 前条の規定により、派遣の承認を受けた者は、派遣業務の終了後速やかに、拠点まちづくりアドバイザー派遣報告書(様式第11

号) を市長に提出するものとする。

(費用の負担)

第13条 市長は、アドバイザーが業務に従事した場合は、予算に定める範囲において一人当たり3万円の謝金を支給する。ただし、交通費が2万円を超える場合は、交通費実費及び1万円の謝金を支給する。

(拠点まちづくり推進団体への補助)

第14条 市長は、拠点まちづくり推進団体に対し、拠点まちづくり活動に要する経費の一部を補助することができる。ただし、原則として継続性のあるものを対象とし、一過性のイベント運営費等は対象としない。

2 前項の補助金の額は、当該会計年度において、一団体あたり50万円を限度とし、市長が予算の範囲内で定める。

3 第1項に定める補助金の交付の対象となる期間は、年度単位で通算3か年を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の対象)

第15条 前条に規定する補助金の対象は、次の各号に定める費用の合計の5分の4以内の額とする。

- (1) 報償金 研修会、講演会等における講師謝礼その他報償金。ただし、アドバイザーへの謝金は除く。
- (2) 旅費 先進地事例視察等に要する費用
- (3) 消耗品費 用紙、文具、インク等の消耗品並びに活動に使用する雑貨類購入に要する費用
- (4) 印刷製本費 刊行物及びパンフレットの印刷並びに地域住民等の意識調査用紙等の印刷に要する費用
- (5) 通信運搬費 通知文書等の郵送等に要する費用
- (6) 保険料 主催行事で特に必要と認められる保険料

- (7) 借上料 研修会、講演会等における会場借上料
 - (8) 使用料 研修会、講演会等における機材使用料
 - (9) 委託料 拠点まちづくり活動の基本構想及び基本計画並びに事業計画の作成等に要する費用
 - (10) 備品購入費 活動に使用する机等の備品等の購入に要する費用
- 2 前項の規定にかかわらず、都心地区における拠点まちづくり活動に関する補助金の対象は、エリアマネジメントに係る経費のみとする。

(交付の申請)

第16条 補助金の交付を受けようとする拠点まちづくり推進団体は、補助金の交付を受けて行おうとする事業（以下「補助事業」という。）の開始予定日の20日前までに、拠点まちづくり支援補助金交付申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第13号）
- (2) 収支予算書（様式第14号）
- (3) 前各2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第17条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、拠点まちづくり支援補助金交付決定通知書（様式第15-1号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、拠点まちづくり支援補助金不交付決定通知書（様式第15-2号）により当該申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、前2項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更、中止又は廃止)

第18条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、拠点まちづくり支援補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第16号）を速やかに提出して市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、当該事業内容の変更、中止又は廃止について適当と認めるときは、拠点まちづくり支援補助事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第17-1号）により、適当と認めないときは、拠点まちづくり支援補助事業（変更・中止・廃止）不承認通知書（様式第17-2号）により補助事業者へ通知するものとする。

(事業完了実績報告)

第19条 補助事業者は、補助の対象となる年度の補助事業が完了したときは、完了後10日以内に拠点まちづくり支援補助事業完了実績報告書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 収支決算報告書（様式第19号）
- (2) 領収書の写し等支出の根拠を示す書類
- (3) 事業実施を証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定、交付等)

第20条 市長は、前条の報告書を受領したときは、これを審査し、必要な調査を行い、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、拠点まちづくり支援補助金額確定通知書（様式第20号）により補助事業者へ通知する。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者からの拠点まちづくり支援補助金交付請求書（様式第21号）の提出によ

り交付する。

- 3 市長は、特に必要と認めるときは、補助事業者からの請求により、補助金の交付確定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(指導監督)

第21条 市長は、補助金の執行の適正化を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は補助事業者の同意を得て補助の対象となる事業の状況を直接調査することができる。

- 2 市長は、補助金の執行状況が適正でないと認めるときは、補助事業者にその是正を指示することができる。

(補助金の返還等)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を定めて命ずることができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 第18条第2項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合において、補助金をもって取得した財産があるとき。
- (3) 第17条第3項の規定により補助金の交付の決定に付された条件を遵守しなかったとき。
- (4) この要綱に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。
- (5) 前条第2項の規定による是正に係る指示に従わなかったとき。
- (6) 補助事業者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (7) 第20条第3項の規定に基づき概算払いにより交付した補助金の額が、同条第1項の規定により補助金の交付額を確定した場合に、その確定交付額を超えるとき。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、不正な行為により補助金の交付を受けたとき又は補助金を不正に使用したとき。

(関係書類の整備)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入支出等を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該補助事業の完了の日の属する事業の年度の翌事業年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

別表

地域名	施設名
富山中央	富山駅
富山北部	東岩瀬駅
和合	和合コミュニティセンター
呉羽	呉羽駅
富山西部	富山大学
富山南部	南富山駅
富山東部	不二越駅
水橋	水橋中部地区センター又は水橋駅
大沢野	大沢野行政センター又は笹津駅
大山	上滝駅
八尾	八尾行政センター又は越中八尾駅
婦中	速星駅
山田	山田中核型地区センター
細入	楡原駅